鳥取県告示第 869 号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成 19 年 10 月 12 日

鳥取県中部総合事務所長 山 本 光 範

氏名(名称及び 代表者の氏名)	住所 (主たる事 務所の所在地)	居宅サービス事 業を行う事業所 の名称	居宅サービス事業 を行う事業所の所 在地	居宅サービスの種類	指定年月日
社会福祉法人卜	東伯郡北栄町北	ヘルパーステー	東伯郡北栄町弓原	訪問介護	平成19年10月
マトの会 理事	条島366-7	ショントマト	340-1		1 目
長 福谷 則枝					